

令和8年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金（6月補正予算分）交付要綱

（目的）

第1条 食材費高騰の影響を受けながらも安定的な医療サービスの提供を継続している入院医療機関を支援するため、愛知県医療機関等物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和8年7月1日時点で愛知県内に所在する、別表1に掲げる病院、有床診療所及び有床歯科診療所を運営する個人又は法人の理事長等代表者（以下「事業者」という。）とする。

（支援金の交付額及び交付に係る要件）

第3条 支援金の交付額及び交付に係る要件は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、原則として、知事が設置する事務局へ別表2に定める書類を知事が別に定める日までに提出するものとする。

（交付の決定等）

第5条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定をする。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付することが適当であると認めた事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を事業者からの請求書とみなす。

3 第1項の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、支援金を交付することが適当でないと認められたときは、令和8年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金（6月補正予算分）不交付決定通知書（様式第2）により支援金の交付の申請を行った事業者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第6条 知事は、支援金の交付をした場合において、事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

（1）申請の取下げがあった場合

（2）本要綱に違反した場合

（3）虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

（4）重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第13条に定める実績報告は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(関係書類の整備)

第8条 事業者は、支援金の交付申請書類及びその証拠書類等を電磁的方法等により5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月9日から施行し、令和8年7月1日から適用する。

別表 1（第 2 条、第 3 条関係）

1 交付の対象	病院、有床診療所及び有床歯科診療所 令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間において、食材費の高騰の影響を受けている病院、有床診療所及び有床歯科診療所であって、令和 8 年 7 月 1 日時点で東海北陸厚生局へ保険医療機関の届出がされている施設。
2 支援金の交付額	1 床当たり 2,300 円※ ※令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間において、休床（注）としている病床は、支援金の交付対象から除く。 注 患者の受け入れを行っていない病床
3 交付の要件	「1 交付の対象」中、 （1）令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間において、事業の休止又は廃止を行わない施設であること。 （2）令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間において、食材費の支払実績を有する施設であること。

別表 2（第 4 条関係）

申請書類	
1	令和 8 年度愛知県医療機関等物価高騰対策支援金（6 月補正予算分）交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第 1）
2	申請施設の一覧表（様式第 1 別紙）